

一般社団法人 日本臨床腫瘍薬学会 外来がん治療認定薬剤師 (APACC)
認定試験に関する Q&A (2025(令和 7)年度)

- ・ 2025(令和 7)年度 外来がん治療認定薬剤師認定試験に向けて、細部にわたる留意事項・解釈等についての Q&A を作成しましたので、申請予定の方はご一読ください。
- ・ 本 Q&A は随時更新致します。
- ・ 以下の Q&A に記載が無いなど、他に質問がある場合は、募集要項のページにあるお問い合わせフォームよりお問い合わせください。お電話での質問は受け付けておりません。

お問い合わせフォーム

<https://jaspo-oncology.org/apacc/contact/>

- ・ 質問に対する回答には平日で 3 日～5 日ほどお時間をいただく場合がございますのでご了承ください。

■事例の内容についてのお問い合わせ

事例の書き方や内容に関する質問については、審査に関係することもあり個別にはお答えしておりません。以下の Q&A の内容や、申請書類の様式 2 に書かれている留意事項、および「2025 年度がん患者の薬学的介入実績の要約の書き方（記入例）」をよく読みいただき、自らの判断で作成してください。

■認定薬剤師資格に関するお問い合わせ

- ・ 「日病薬病院薬学認定薬剤師」「日本薬剤師研修センター認定薬剤師」は、申請要件に該当するか
 - ・ 認定薬剤師証の発行が遅れているがどうしたらよいか
- など、Q&A など、すでに公表されている内容についてのご質問も多くみられますので、すべての内容をご一読頂きますようお願い申し上げます。

■CBT 試験問題に関するお問い合わせ

CBT 試験問題に関連する質問（例：設問 1 の正答は何か、等）については受け付けておりませんが、疑義がある場合（例：設問 1 は～の理由のため正解がないのではないか、等）は、問い合わせフォームより CBT 試験実施日を含めて 4 日以内を期限として具体的に提示してください。なお、疑義に対する個別のお答えはいたしません、可否については厳正に判定いたします。

■Q&A の内容についての更新情報

現在、更新情報はございません。

目 次

1 申請手続きに関する質問

▼今年度の申請手続きの変更点や注意点について

[1-1](#) 今年度の変更点および注意点について

▼薬剤師免許証および旧姓・新姓に関する内容

[1-2](#) 薬剤師免許証が発行手続中の場合について

[1-3](#) 改姓した場合の薬剤師免許証や認定薬剤師証、受講証明書の提出について

[1-4](#) 旧姓・新姓の取り扱いについて

▼認定薬剤師の証明に関する質問

[1-5](#) 薬剤師認定制度認証機構により認定された生涯研修認定制度による認定薬剤師とは

[1-6](#) 日病薬病院薬学認定薬剤師は対象となりますか。

[1-7](#) 日本病院薬剤師会の種々の認定資格について

[1-8](#) 日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師は対象となりますか。

[1-9](#) 日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師の資格更新中の申請について

[1-10](#) 日本薬剤師研修センターの種々の認定資格について

[1-11](#) 日本医療薬学会の専門薬剤師制度について

[1-12](#) 認定薬剤師証の発行の遅れている場合

▼3年間実務に従事していることの証明に関する質問

[1-13](#) 現在の職場の勤務が3年に満たない場合について

[1-14](#) 以前に勤めていた職場の施設長がすでに退職している場合

[1-15](#) 同時期に複数の職場に勤務している場合の証明について

[1-16](#) 社内で異なる店舗への異動した場合の証明について

[1-17](#) 派遣により薬局の複数店舗で働いている場合の証明について

[1-18](#) 実務証明および所属施設の同意書の記名・押印について

[1-19](#) 退職時に発行された在籍証明について

2 講習会（研修会）の履修単位に関する質問

[2-1](#) 対象となる講習会について

[2-2](#) 受講の証明書類について

[2-3](#) 単位の取得期間について

[2-4](#) 同一プログラムの複数回受講について

[2-5](#) 非会員の時に取得した単位について

[2-6](#) 受講証の紛失による受講記録の照会および受講証の再発行について

[2-7](#) 受講証の紛失による代替となる書類の提出について

[2-8](#) 日本病院薬剤師会のブロック大会について

[2-9](#) 日本緩和医療薬学会の年会と教育セミナーについて

[2-10](#) 日本癌治療学会 Cancer e-learning の1講義2単位とは

- [2-11](#) 日本癌治療学会 Cancer e-learning の受講証明について
- [2-12](#) 前年度不合格者の再申請時の履修単位の利用について
- [2-13](#) セミナー参加時の受付 ID の照会について
- [2-14](#) 研修単位コード(セミナーコード) に記載されている内容の誤りや記載のないものについて

3 事例に関する質問

- [3-1](#) 前施設の事例の利用や事例の利用期限について
- [3-2](#) 同一患者の事例数のカウントについて
- [3-3](#) 介入回数について
- [3-4](#) Stage の記載について
- [3-5](#) 病期分類の記載について
- [3-6](#) GIST のがん種について
- [3-7](#) 治療歴・病理情報等の記載について
- [3-8](#) 介入期間の記載について
- [3-9](#) レジメン名の記載について
- [3-10](#) 入院にて化学療法を施行し、その後、外来受診時に介入した場合
- [3-11](#) 日帰り入院患者のサポート事例について
- [3-12](#) 抗がん剤の名称として商品名や略号の使用について
- [3-13](#) 医薬品名称の書き方について
- [3-14](#) 「がん患者への薬学的介入実績の要約」の病態評価、治療効果の評価について
- [3-15](#) 治験中、臨床試験中の事例について
- [3-16](#) がん種の事例数制限について
- [3-17](#) 疼痛緩和治療のみの事例について
- [3-18](#) 事例の文字数制限について
- [3-19](#) 現在介入中の事例について
- [3-20](#) 病院研修中の介入事例について
- [3-21](#) 複数の申請者が、同一患者の事例を取り扱うことについて
- [3-22](#) 入院患者の事例について
- [3-23](#) 不合格により次回再申請をする場合の事例の取り扱いについて

4 筆記試験・面接試験に関する質問

- [4-1](#) 面接で不合格となり、次回再申請する場合の免除措置について
- [4-2](#) 過去に出題された筆記試験問題について
- [4-3](#) 面接の時間帯の希望について
- [4-4](#) 面接試験の質問内容について

5 認定制度に関する質問

- [5-1](#) 認定期間について
- [5-2](#) 医療法に基づく広告標榜について
- [5-3](#) 異動、転職後の資格について
- [5-4](#) 認定期間の延長について

1 申請手続きに関する質問

▼今年度の申請手続きの変更点や注意点について

<1-1> 今年度の申請手続きの変更点や注意点について

[戻る](#)

前年度の手続きから変更になった部分や注意点を教えてください。

【回答】

今年度の変更点と申請に関する注意点をお知らせします。

- 1 筆記試験合格の有効期間を2年間に延長（2025年度以降に実施する筆記試験より適用）
2025年5月24日付で改正された「外来がん治療認定薬剤師認定規則」に基づき、筆記試験の合格は翌年度まで有効とします。このため、今年度の筆記試験に合格された方が、がん患者への薬学的介入実績の要約・10事例の審査や面接試験が不合格となり翌年度に申請手続きを行う場合は、筆記試験は免除扱いとなります。なお、過去（2024年以前）の試験で不合格となった方が再受験する場合には、新規の受験者と同じ手続き・書類の提出が必要です。
- 2 前回試験の不合格者について
過去（2024年以前）の試験で不合格となった方が再受験する場合でも、提出書類の省略や筆記試験免除などの措置はなく、すべて新規の受験者と同じ手続き・書類の提出が必要です。
- 3 筆記試験の実施方法について
筆記試験は、昨年と同様にパソコンが設置された試験会場で受験する CBT（Computer Based Test）方式で実施します。こちらで指定する試験会場で受験していただきます。できる限り自宅または所属先に近い会場をご案内する予定ですが、試験会場が少ない地域の場合は、近隣県での受験となることがございますのでご承知おきください。
- 4 面接試験の実施方法について
昨年と同様に Zoom による WEB 面接を実施します。
- 5 薬局薬剤師は、外来がん治療認定薬剤師（APACC）に合格した同じタイミングで、外来がん治療専門薬剤師（BPACC）を取得することができます。2026年4月のタイミングで BPACC 取得を考えている場合は、本手続きとは別に、指定する期日までに BPACC の申請手続きが必要になりますので、事前にご確認の上、ご準備ください。
- 6 申請には JASPO の会員であることが必須要件です。未入会の方は、APACC 申請前に入会申込を済ませてください。
- 7 申請者による書類不備や問い合わせの事務局負担軽減のため、申請時に『申請確認チェックリスト』の提出が必須となります。
- 8 薬学的介入実績の要約（10事例）様式2に、介入期間（年月）の記載欄が追加となりました。記載方法および対象期間については Q&A<3-8>をご参照ください。

■薬剤師免許証および旧姓・新姓に関する内容

<1-2> 薬剤師免許証が発行手続中の場合について

[戻る](#)

薬剤師免許証ですが、私の諸事情で免許証が現在手元になく、再発行の申請中です。
その場合、届いてからの提出は可能でしょうか。免許番号、年月日は把握しています。

【回答】

薬剤師免許証のコピーは、**8月29日(金)（必着）までに**別途ご郵送いただければ結構です。郵送書

類を提出の際には、後日提出する旨と、免許証の提出が遅れる理由を書いた書類を一緒にご提出ください。

<1-3> 改姓した場合の薬剤師免許証や認定薬剤師証、受講証明書の提出について [戻る](#)

結婚に伴い改姓しましたが、改姓後の薬剤師免許証が間に合いません。また、認定薬剤師証、受講証明書にも旧姓と新姓のものがああります。名字が変わっていても同じ人物であることの証明として、何を提出すればよろしいでしょうか。

【回答】

現在お手元にある薬剤師免許証のコピーなどの各証明書類の提出とともに、同一人物であることがわかるよう、新姓・旧姓が一緒に書かれている公的証明書類（戸籍謄本・抄本、住民票、運転免許証、パスポートなど）のコピーを提出してください。

<1-4> 旧姓・新姓の取り扱いについて [戻る](#)

結婚により改姓をしましたが、職場では旧姓で働いています。今回も旧姓で申請を行い、合格後も認定薬剤師として旧姓で活動を行いたいと思っていますが、旧姓・新姓についての取り決めはありますか。

【回答】 申請時の姓について、新姓・旧姓使用についての規定は特に設けていませんが、提出書類（薬剤師免許、認定薬剤師証、受講証明書 等）に旧姓・新姓が含まれる場合は、同一人物であることがわかるよう、新姓・旧姓が一緒に書かれている公的証明書類（戸籍謄本・抄本、住民票、運転免許証、パスポートなど）のコピーを提出してください。

■認定薬剤師の証明に関する質問

<1-5> 薬剤師認定制度認証機構により認定された生涯研修認定制度による認定薬剤師とは [戻る](#)

「薬剤師認定制度認証機構により認定された生涯研修認定制度による認定薬剤師」とは、具体的には何を示しますか。

【回答】

2025 年 5 月現在では、薬剤師認定制度認証機構に登録されている 33 団体（G,P）の認定薬剤師が対象となります。JASPO が APACC 新規申請資格として指定する「日病薬病院薬学認定薬剤師」「日本薬剤師研修センター 研修認定薬剤師」「日本薬剤師会 JPALS 認定薬剤師」もこれに該当します。

G01 公益財団法人日本薬剤師研修センター 研修認定薬剤師制度

G02 東邦大学薬学部 生涯学習認定制度

G03 一般社団法人薬剤師あゆみの会 生涯研修認定制度

G04 慶應義塾大学薬学部 認定薬剤師研修制度

G05 一般社団法人イオン・ハピコム人材総合研修機構 認定薬剤師研修制度

G06 明治薬科大学 認定薬剤師研修制度

G07 神戸薬科大学 生涯研修認定制度

G08 公益社団法人石川県薬剤師会 認定薬剤師研修制度

G09 新潟薬科大学 生涯研修認定制度

- G10 北海道科学大学 生涯研修認定制度
- G11 星薬科大学 生涯研修認定制度
- G12 一般社団法人昭薬同窓会・平成塾 生涯学習認定制度
- G13 一般社団法人薬学ゼミナール 生涯学習センター 生涯学習認定制度
- G14 北海道医療大学 北海道医療大学認定薬剤師研修制度
- G15 埼玉県病院薬剤師会生涯研修センター 生涯研修認定制度
- G16 一般社団法人日本女性薬剤師会 生涯研修認定制度
- G17 日本大学薬学部 生涯研修認定制度
- G18 一般社団法人薬局共創未来人財育成機構薬剤師生涯研修センター 研修認定薬剤師制度
- G19 昭和大学薬学部 生涯研修認定制度
- G20 一般社団法人ソーシャルユニバーシティ 薬剤師生涯学習センター 薬剤師生涯研修認定制度
- G21 公益社団法人神奈川県薬剤師会 生涯学習認定制度
- G22 近畿国立病院薬剤師会 近畿国立病院認定薬剤師研修制度
- G23 一般社団法人上田薬剤師会 認定薬剤師研修制度
- G24 学校法人京都薬科大学 生涯研修認定薬剤師制度
- G25 公益社団法人日本薬剤師会 JPALS 認定薬剤師制度
- G26 公益社団法人東京都薬剤師
- G27 大阪医科薬科大学
- P01 NPO 法人医薬品ライフタイムマネジメントセンター 医薬品ライフタイムマネジメント(DLM)認定薬剤師研修制度
- P02 プライマリ・ケア認定薬剤師制度 プライマリ・ケア認定薬剤師制度
- P03 一般社団法人日本在宅薬学会 在宅療養支援認定薬剤師制度
- P04 一般社団法人日本病院薬剤師会 日病薬病院薬学認定薬剤師制度
- P05 神戸薬科大学 健康食品領域研修認定薬剤師制度
- P06 一般社団法人日本くすりと糖尿病学会 糖尿病薬物療法認定薬剤師認定制度

認証に関する情報は随時更新されるため、最新情報は薬剤師認定認証機構のホームページ
(<http://www.cpc-j.org>) にて最新の情報をご確認ください。

<1-6> 日病薬病院薬学認定薬剤師は対象となりますか

戻る

日本病院薬剤師会の「日病薬病院薬学認定薬剤師」は、申請資格 1.4 に該当しますか。

【回答】

該当します。『薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師』として認証番号(P-04)を受けており、外来がん治療認定薬剤師の申請要件を満たします。

外来がん治療認定薬剤師認定申請までに、お手元に認定証が届かない場合、日病薬から送付された「日病薬病院薬学認定薬剤師認定審査の結果について(通知)」書類のコピーと、認定料の振込時の控えのコピーを認定証に代えてご提出ください。

<1-7> 日本病院薬剤師会の種々の認定資格について

戻る

日本病院薬剤師会の「がん薬物療法専門薬剤師」「がん薬物療法認定薬剤師」「感染制御専門薬剤師」「感染制御認定薬剤師」「精神科専門薬剤師」「精神科薬物療法認定薬剤師」「妊婦・授乳婦専門薬剤師」「妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師」「H I V感染症専門薬剤師」「HIV 感染症薬物療法認定薬剤師」等々は、申請資格 1.4 に該当しますか。

【回答】

該当しません。日本病院薬剤師会の認定資格で対象となるのは、「日病薬病院薬学認定薬剤師」のみです。また、「生涯研修履修認定薬剤師」については 2022 年 6 月をもって制度が終了しているため、対象外となります。

<1-8> 日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師は対象となりますか。

戻る

日本薬剤師研修センターの研修認定薬剤師は、申請資格 1.4 について、該当しますか。

【回答】

該当します。現在、日本薬剤師研修センターの研修認定薬剤師制度は、薬剤師認定制度認証機構により、G01 として認証された生涯研修認定制度の一つとなっています。他にも複数団体の認定制度が薬剤師認定制度認証機構により認証されていますので、詳細は薬剤師認定制度認証機構のホームページ (<http://www.cpc-j.org>) でご確認ください。

<1-9> 日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師の資格更新中の申請について

戻る

日本薬剤師研修センター 研修認定薬剤師の資格を更新申請中です。当該制度では研修認定薬剤師の認定期限 2 ヶ月前から更新手続きが可能です。更新確定まで数か月を要します。
このため APACC の新規申請期間に研修認定薬剤師の認定期限が切れている状態になります。
この状態で新規 APACC の申請は可能でしょうか。

【回答】

申請可能です。なお、日本薬剤師研修センター 研修認定薬剤師は認定期間が切れた後も数か月間更新申請が可能です。受付可能なのはあくまで新規 APACC 申請時に更新申請中の場合のみです。通常の新規 APACC 申請書類に加え、更新申請の受付完了メールあるいは更新申請中であることがわかる日本薬剤師研修センターホームページの画面コピーなどを提出してください。また更新完了後には、認定許可通知のメール画面コピーをご提出していただく必要があります。認定証の写しの提出は不要です。

<1-10> 日本薬剤師研修センターの種々の認定資格について

戻る

日本薬剤師研修センターの「漢方薬・生薬認定薬剤師」「小児薬物療法認定薬剤師」「認定実務実習指導薬剤師」等々は、申請資格 1.4 に該当しますか。

【回答】

該当しません。日本薬剤師研修センターの認定資格で対象となるのは、「研修認定薬剤師」のみです。

<1-11> 日本医療薬学会の専門薬剤師制度について

[戻る](#)

2020年1月から制度がスタートした、「医療薬学専門薬剤師」は申請資格に該当しますか。
また、同会の「がん専門薬剤師」「薬物療法専門薬剤師」「地域薬学ケア専門薬剤師」は要件に該当しますか。

【回答】

日本医療薬学会認定薬剤師は、2020年1月に「認定薬剤師制度」の名称と要件等が変更となり、従来の「認定薬剤師」は、「医療薬学専門薬剤師」へと移行しました。日本医療薬学会の4つの専門薬剤師制度「医療薬学専門薬剤師」「がん専門薬剤師」「薬物療法専門薬剤師」「地域薬学ケア専門薬剤師」のいずれかの資格があれば、申請可能です。

<1-12> 認定薬剤師証の発行が遅れている場合

[戻る](#)

日本薬剤師研修センターの研修認定薬剤師証や、日本病院薬剤師会の生涯研修履修認定薬剤師証等においてJASPOの申請の時点で認定自体は取得できているのですが、発行元の事務手続きの遅れにより手元に認定証がありません。申請は可能でしょうか。

【回答】

1) JASPOの申請の時点で、認定元の団体から認定されていることがわかるハガキや案内等（「認定番号」と「認定期間」が明記されたもの）を受け取られている場合、その写しを提出すれば認定証の代わりとみなします。なお、日病薬病院薬学認定薬剤師につきましては、認定資格取得後に支払われた認定料の振込記録の写しも合わせてご提出ください。

2) 申請時点で提出できる書類が手元にない場合でも、**8月29日(金)（必着）までに**、認定証または認定されていることがわかる書類を提出できれば、申請を認めます。

8月の申請時には、提出が遅れる理由を書いた書面を添えて、ご申請ください。

※なお、提出された認定証の「認定期間開始日」が、JASPOの申請期限日（8月20日（水）後の日付の場合は、お認めしませんのでご承知おきください。

3) 新規で認定薬剤師証を取得した場合は、上記の書類に加えて認定証が届き次第写しを提出してください。更新の場合は、認定証の写しの提出は不要です。

■3年間実務に従事していることの証明に関する質問

<1-13> 現在の職場の勤務が3年に満たない場合について

[戻る](#)

実務に従事していることの証明書に関して、現在の職場の勤務が3年に満たないため、前所属施設からの証明を取る必要があると思います。私は、前職場では5年以上勤務していたため、前職場から取った証明のみで3年を満たします。その場合に、現在の職場からも証明を取る必要はありますか。

【回答】

3年間実務に従事していることが証明されればよいので、前の職場からの証明で実務経験3年を満たすならば、現職場の証明を取る必要はありません。

<1-14> 以前に勤めていた職場の施設長がすでに退職している場合

[戻る](#)

以前に勤めていた施設から「3年間実務に従事していることの証明」を取る場合について、勤務当時の施設長がすでに退職し、新しい施設長に代わっています。証明は新しい施設長から取ればよいでしょうか。

【回答】

以前に勤めていた施設の、現在の施設長から証明をお取りください。

<1-15> 同時期に複数の職場に勤務している場合の証明について

[戻る](#)

実務に従事していた期間の証明で、現在2カ所の施設で業務を行っている場合は、「～現在まで」の証明書が2枚になってもいいのでしょうか。もしくは、メイン施設を選択する必要があるのでしょうか。

【回答】

従事した期間に同時に2店舗で働いていた場合はメインの施設での従事した期間の証明をお取りください。同時期に複数個所で働いている場合、それぞれの職務期間を合算して3年と数えることはできません。

<1-16> 社内で異なる店舗への異動した場合の実務に従事していることの証明について

[戻る](#)

調剤薬局に勤務し、社内で違う店舗へ異動があった場合、複数施設で勤務していたということになるのでしょうか。

【回答】

同じ会社内の複数店舗の異動であり、3年以上在職していることの証明を会社全体として出してもらえら、証明書は1枚で構いません。（様式3-1の備考欄に、調剤薬局の複数店舗で異動している旨をご記載ください。）もし、店舗ごとしか証明書を出せない場合は、現在の店舗の証明書と、在職合計3年以上を満たすまでの過去の店舗の証明書もお取りください。

<1-17> 派遣により薬局の複数店舗で働いている場合の証明について

[戻る](#)

派遣会社から派遣される形で、調剤薬局の複数店舗で勤務しています。その場合、「実務に従事していることの証明書」は、派遣会社から証明をしてもらえばよいのでしょうか。

【回答】

派遣されていた期間の証明を、派遣会社からもらってください。記載方法につきましては、所属施設名として派遣会社名、施設長名は派遣会社の代表者の方の記名と押印をいただいでください。合わせて備考欄に、派遣された調剤薬局等の施設名称と派遣期間をご記載ください。

<1-18> 実務証明および所属施設の同意書の記名・押印について

[戻る](#)

「実務に従事していることの証明書」および「所属施設長の同意書」の所属施設長名の記名・押印について、院長名は署名（直筆）でなくてもよいでしょうか。当院は、院長名を含む施設印（シャチハタ製）と、院長印（公印（角印））で対応している状況です。公印をもって、証明とさせていただきます。

いてよろしいでしょうか。

【回答】

所属施設名、所属施設長氏名の部分については、自署の必要はございません。パソコンでご入力いただいても、あるいはゴム印を用いていただいても構いません。押印については、施設印・社印・役職者印等の公印を原則とします。なお、事情により個人印を使用する場合、シャチハタは使用できません。

<1-19> 退職時に発行された在籍証明について

戻る

前職場を退職した際に、在職証明書が発行されています。この在職証明書をもって、「実務に従事していることの証明書」に代えることはできますか。

【回答】

3年間の「実務に従事していることの証明書」については、当会の規定の様式にて提出をお願いしていますので、退職時に受け取られた在職証明書ではお認めしません。お手数ですが前職場にご依頼ください。

2 講習会（研修会）や履修単位に関する質問

<2-1> 対象となる講習会について

戻る

「本法人が認定するがん領域の講習または研修を 60 単位以上履修すること」とありますが、具体的にはどの講習会が該当し、それぞれ何単位が認められていますか。

【回答】

当学会ホームページの 外来がん治療認定薬剤師制度（APACC） ▶ 新規申請・試験のページにある募集要項のページに、『2025 年度_履修単位の対象となる講習会（研修会）一覧.pdf』として、該当する研修会ならびに認定単位数をお示ししていますのでご確認ください。

<https://jaspo-oncology.org/apacc/apply-for-apacc/>

<2-2> 受講の証明書類について

戻る

認定講習会の出席の証明には何が必要でしょうか。

【回答】

1. JASPO が主催している講習会（研修会）

JASPO 学術大会は、参加証（ネームカードの表面の大会名と参加者氏名の書かれた部分）の写し（コピー）を、JASPO 学術大会以外のセミナーや講座は、受講証明書の写し（コピー）を提出して下さい。プログラムの添付は不要です。なお、学術大会が Web 形式で行われ、ネームカードがない場合は、別途発行の参加証明書の写し（コピー）をご提出ください。

2. JASPO が認定している講習会（学会・学術大会）

（日本医療薬学会年会・日本癌治療学会学術集会・日本緩和医療薬学会年会など）

いずれの学会も「参加証」（多くの学会では名札）の写し（コピー）を提出してください。なお、学会が Web 形式で行われ、ネームカードの発行がない場合は、別途発行の参加証明書の写

し（コピー）をご提出ください。プログラムの添付は不要です。

3. JASPO が認定している講習会（学会・学術大会以外）

（がん専門薬剤師集中教育講座・日本緩和医療薬学会教育セミナーなど）

「受講証明書」「受講証書」など主催機関（発行機関）により名称は異なりますが、いずれのセミナーも当該セミナーを「受講したことを証明するもの」の写し（コピー）を提出してください。

受講前に送付された「参加票」「出席票」「予約票」や「名札」では、単位を認定いたしません。プログラムの添付は不要です。

4. 他学術団体等からの申請により JASPO が認定している講習会

主催者から受講者に発行されている「JASPO 受理番号」が記載された受講証明書の写し（コピー）を提出してください。プログラムの添付は不要です。

※申請書類は返還いたしませんので、受講の証明書類は必ず写し（コピー）をご提出ください。

<2-3> 単位の取得期間について

[戻る](#)

認定薬剤師受験資格の取得単位について、取得期間は決められていますか。

8 月 20 日が申請期限となりますが、単位はいつまでの分まで認められるのでしょうか。

【回答】

研修単位は申請年を基準として、原則過去 3 年前の 1 月以降のものを対象としておりますので、2022（令和 4）年 1 月以降から、申請時点までに取得された単位が対象となります。2022（令和 4）年 1 月以降から、8 月 20 日（水）（必着）までに提出された申請書類において、不足・欠落等の不備がなければ単位として認められます。

<2-4> 同一プログラムの複数回受講について

[戻る](#)

JASPO が主催している講習会で同一プログラムの内容を、他会場で 2 回受講した場合についても、それぞれ履修単位として認めてもらえるのでしょうか。

【回答】

JASPO が主催している一部講習会で、同一プログラムのものが複数回開催される場合がありますが、同一プログラムのセミナー（またはワークショップ）を複数回受講した場合でも、それぞれ履修単位として申請を認めます。

JASPO 以外の団体が主催する講習会については、同一プログラムの講習会を複数回受講しても、履修単位と認めませんので、ご注意ください。

<2-5> 非会員の時に取得した単位について

[戻る](#)

JASPO の会員でない時に受講した講習会も、履修単位として申請できますか。

【回答】

履修単位を取得した時に、会員であるかどうかは問いません。非会員の時に取得した単位でも、指定期間内のものであれば申請できます。

<2-6> 受講証の紛失による受講記録の照会および再発行について

[戻る](#)

JASPO 主催の講習会に参加したのですが、参加証（受講証明書）を処分してしまいました。過去の受講記録の照会をしてもらい、参加確認が取れば受講証の再発行をしていただけますか。

【回答】

受講の照会、および受講証の再発行は行っておりません。参加証明となるものを紛失している場合は、単位として認定することはできません。

<2-7> 受講証の紛失による代替となる書類の提出について

[戻る](#)

JASPO が認定している学会（関東ブロック大会など）に何回か参加しましたが、すべて参加証を捨ててしまいました。学会の中で行われていたシンポジウムの「受講証明書」は残っているのですが、これをもって、その日の学会に参加したとみなしていただけますか。

【回答】

学会への参加の証明は、あくまで「参加証」としてしますので、紛失した場合は履修単位としてお認めできません。参加費の領収書、発表証明書、学会内で行われたシンポジウムの「受講証明書」、では参加したとはみなされませんので、ご注意ください。

<2-8> 日本病院薬剤師会のブロック大会について

[戻る](#)

日本病院薬剤師会のブロック大会も単位申請できますか。

【回答】

認定単位一覧では「日本病院薬剤師会ブロック学術大会」と記載しており、単位申請ができます。ブロック大会の対象となるのは以下になります。

※日本病院薬剤師会の「専門薬剤師・認定薬剤師の認定審査・更新審査に係る取扱いについて（Q&A）」に準じる

- ・北海道薬学大会
- ・日本病院薬剤師会東北ブロック学術大会
- ・日本病院薬剤師会関東ブロック学術大会
- ・日本病院薬剤師会北陸ブロック学術大会
- ・日本病院薬剤師会東海ブロック・日本薬学会東海支部合同学術大会
- ・日本病院薬剤師会近畿学術大会
- ・日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四支部学術大会
- ・九州山口薬学大会

単位数は1日につき3単位、最大12単位までとなります。

例) 2つの異なるブロック大会に2日間ずつ2年参加した場合、単位は合計24単位相当になりますが、認定されるのは12単位です。

近畿ブロック 1日3単位×2日×2年＝12単位

関東ブロック 1日3単位×2日×2年＝12単位 ⇒合計24単位も（認定は12単位まで）

<2-9> 日本緩和医療薬学会の年会と教育セミナーについて

[戻る](#)

日本緩和医療薬学会の教育セミナーと年会が連続日程で行われました。この場合、教育セミナーの参加で1日5単位、年会は2日間で6単位、計11単位の取得ということでしょうか。
また、証明書として、年会の参加証（ネームカード）、教育セミナー受講証をそれぞれ提出すればよいでしょうか。

【回答】

日本緩和医療薬学会の教育セミナーと年会は、いずれも単位対象となる講習会になりますので、単位申請ができます。日本緩和医療薬学会の年会の証明は、参加者にネームカードが配られていると思います。（会の名称、開催日、参加者名等の記載されたもの）のコピーをご提出ください。（2日で6単位）。教育セミナーの証明については、年会とは別にセミナーの受講証明書が出されていると思いますので、そちらのコピーをご提出ください。（1日5単位）

<2-10> 「日本癌治療学会 Cancer e-learning」の1講義2単位とは

[戻る](#)

「日本癌治療学会 Cancer e-learning」について、「1講義2単位、最大30単位まで」との記載がありますが、「1講義」とは、一人の先生が1つのテーマについて講義をして、最後に「理解度確認テスト」を行うことになっている、そこまでが2単位分の「1講義」と理解してよいのでしょうか。

【回答】

はい、その通りです。

たとえば、共通科目の「臨床腫瘍学概論」の、一番最初にある「代表的疾患の標準治療 頭頸部がん」の講義をすべて受講いただき、理解度確認テストを合格されて「1講義」となります。講義ごとに時間数に開きがありますが、認められる単位数は一律1講義あたり2単位となります。

<2-11> 「日本癌治療学会 Cancer e-learning」の受講証明について

[戻る](#)

「日本癌治療学会 Cancer e-learning」を履修した場合、受講証明はどのようなものを提出すればよいのでしょうか。

【回答】

受講証明書をお取りいただくか、あるいは、ご自身のご登録されているサイトで、履修履歴の確認画面（講義名や各章の「最終受講日」「学習時間」などがかけられており、「理解度テスト」まで受講が完了していることがわかる画面）を印刷してご提出をお願いいたします。

なお、ご自身が受講していることを確認するために、ログイン中の受講者氏名が表示された状態の画面の印刷をお願いいたします。

「理解度テスト」が完了していないと、単位としてお認めしません。確認画面が1講義ごとししか印刷できないようでしたら、受講講義数に相当する枚数分ご提出ください。

<2-12> 前年度不合格者の再申請時の履修単位の利用について

[戻る](#)

前回の認定試験において不合格となり、今年、再度申請を行う場合、前回の申請に利用した講習会履修単位について、再度利用してもよいでしょうか。

【回答】

講習会履修単位は、指定期間内のものであれば、前回の申請時に利用したものを再度申請して構いません。

<2-13> セミナー参加時の受付 ID の照会について

[戻る](#)

昨年のエssenシャルセミナーAに参加し、受講証もありますが、受付 ID がわからない状態です。受付 ID を事務局で照会していただきたいのですが。

【回答】

セミナー受講時の受付 ID は、今回の単位申請時に、必ず入力しなくてはならないものではございませんので、お手元に受付票などの記録が残っていなければ、空欄で構いません。

<2-14> セミナー開催日の誤りや、該当するセミナーで記載のないものについて

[戻る](#)

該当するセミナーの開催日に誤りがあるようですが、そのまま申請書を作成してよいでしょうか。

【回答】

講習会の開催日等に誤りがある場合、該当するセミナーであると判断できる場合は、そちらを選択してご申請ください。また、対象となるセミナーが研修単位コード一覧に見当たらない場合は、研修単位申請書の「5 入力できなかったもの」というシートに記載して登録してください。

3 事例に関する質問

【ご注意】

事例の書き方や内容に関する質問については、審査に関係することもあり個別にはお答えしておりません。以下の Q&A の内容や、申請書類の様式 2 に書かれている留意事項、および「2025 年度 がん患者の薬学的介入実績の要約の書き方（記入例）」をよくお読みいただき、自らの判断で作成してください。

<3-1> 前施設の事例の利用や事例の利用期限について

[戻る](#)

申請資格 1.6 のがん患者の薬学的介入実績の要約を 10 例提出すること。についてですが、この 10 例は以前勤めていた施設での事例でも良いのでしょうか。

勤め先が変わり、現在の施設での介入事例 が少ないためこのような質問をしています。

【回答】

以前の施設の事例でも構いません。事例は過去 5 年以内の事例であれば認めますが、出来る限り最新の事例を提出してください。

<3-2> 同一患者の事例数のカウントについて

[戻る](#)

がん患者の薬学的介入実績の要約のカウント方法ですが、同一患者に対して、化学療法のレジメンが異なる時点で介入した場合はそれぞれカウントしてよろしいのでしょうか。たとえば、大腸がんの患者で、FOLFIRI+BeV→mFOLFOX6+BeV→P-mab+IRI→regorafenib と治療の経過がある患者で、各レジメンにて副作用マネジメント、投与量の提案などに関わった場合には、4 事例とカウントしてもよいのでしょうか。

【回答】

治療法（レジメン）が異なり、かつ薬学的介入が異なる場合は同一患者でも 2 事例までカウント可としています。

例）FOLFIRI+BeV 療法時に高血圧に対する介入を行い、mFOLFOX6+BeV 療法時には末梢神経障害に対しての介入であれば認められます。一方、FOLFIRI+BeV→mFOLFOX6+BeV でいずれも高血圧に対する介入報告では 2 事例として認められません。

<3-3> 介入回数について

[戻る](#)

介入回数が少なくてもよいでしょうか。当院での外来患者への介入開始から間もないため、介入回数が少ないものしか事例がございません。

【回答】

介入回数について特に制限は設けておりません。（5 年以内のものでしたら、前施設での事例の提出も可能です。）

<3-4> Stage の記載について

[戻る](#)

事例報告で Stage を記載する欄がありますが、必ず記載しなければならないのでしょうか。その患者への介入期間内に再発などで複数の Stage が存在する場合には、どのように記入すればよいでしょうか。

【回答】

Stage は病態を理解し、薬物療法の妥当性を判断するために把握しておくことが理想的であると考えております。また、面接時に介入時の状況が問われることも想定されます。従いまして、努力目標として極力ご記入をお願いします。場合によっては病院に問い合わせを行う姿勢も必要です。なお、特定の Stage に限定できない場合は、初回介入時（診断時）の Stage を記入してください。

<3-5> 病期分類の記載について

[戻る](#)

10 事例のフォームのなかの Stage/TNM 分類/転移巣などの記載について教えてください

【回答】

Stage のみでも良いですが、TNM も書いてあったほうがより良いです。記載方法は、「T2aN1M1 Stage IV、骨転移」、「T2aN1M1 IVB 骨」など、枠からはみ出さないよう工夫してください。

<3-6> GIST のがん種について

[戻る](#)

介入実績の書き方について質問です。GIST のがん種では Stage 分類がないかと思うのですが、再発リスク分類を記載すればよいのでしょうか。

【回答】

GIST に関しては Stage の部分は空欄で構いません。病期の補足(術後補助か再発かなど)に関しての本文への記載はご自身でご判断下さい。

<3-7> 治療歴・病理情報等の記載について

[戻る](#)

乳がんの閉経前 or 閉経後、病理の情報（ホルモン受容体、HER2、ki-67）などをフリー入力可能な「Stage」の欄に記載しても良いのでしょうか。それとも本文の欄に記載したほうがよいのでしょうか。

【回答】

ご提示の内容は、Stage の項目ではなく「薬学的介入内容の要約」に含めて記載してください。

<3-8> 介入期間の記載について

[戻る](#)

介入期間はどのように記載したら良いのでしょうか？<3-1>にある過去5年以内の事例とは、いつになるのでしょうか、具体的な期間を教えてください。

【回答】

記載方法は、様式2 薬学的介入実績の要約にてプルダウンから選択となっております。患者と関わった期間を選択して下さい。尚、患者が治療を受けていた期間ではありませんのでご注意ください。対象期間外の薬学的介入は認めません。

過去5年以内の事例とは、APACC 新規申請締切月から逆算して5年以内に介入した事例になります。

例として2025年度 APACC 新規申請・試験（申請期間2025年7月17日～8月20日）の場合、2020年9月～2025年8月となります。

<3-9> レジメン名の記載について

[戻る](#)

レジメン名の記載内容が多く、枠からはみ出してしまいます。記載方法について、枠内に入れる事が必須か否か、より推奨される記載方法などありましたら、教えてください。

【回答】

レジメン名の記載方法を、略語を利用するなどの工夫していただき、また内容についても、すべて記載しなければいけない内容なのかどうか、今一度吟味されたうえで、それでも記載内容がはみ出してしまう場合は、本文中にてご記載ください。

<3-10> 入院にて化学療法を施行し、その後、外来受診時に介入した場合

[戻る](#)

がん患者への薬学的介入実績の要約について、入院にて化学療法を施行している患者で、外来受診時に副作用の訴えがあり、それに対して介入した場合も、事例に含めてよろしいのでしょうか。たとえば、入院で FOLFIRI+BeV 施行している患者で、発熱にて外来受診した際に介入した場合、外来受診後入院し、ガイドラインに沿った FN に対しての治療、G-CSF 製剤の投与の提案、次回以降のレジメンの変更、投与量の提案など。

【回答】

外来で副作用対策等を行った場合は事例に含めてもかまいませんが、外来受診後、緊急入院した場合については事例として認められません。

<3-11> 日帰り入院患者のサポート事例について

[戻る](#)

当院は開院 1 年半という若い病院です。外来がん化学療法室も設備としてはあるのですが、人員などマンパワーの問題で稼働できておらずまだ準備段階です。ですので、外来対応ができずがん化学療法は全て入院での施行となっております。（日帰り入院として対応しています）外来がん患者サポート事例をあげることができないのですが、そういった場合は日帰り入院患者でのサポート事例で申請できますでしょうか。

【回答】

ご対応された患者は日帰り入院ということで、事実上外来患者としてみなします。サポート事例として申請して構いません。

<3-12> 抗がん剤の名称として商品名や略号の使用について

[戻る](#)

事例報告に記載する抗がん剤の名称として、商品名や略号（例、シスプラチンは CDDP）で記載してよいでしょうか。

【回答】

基本的には、一般名を書くのが望ましいですが、一部一般名表記では長くなるもの（例：ティーエスワン、アブラキサン、ドキシル等）は商品名で書く方が伝わりやすいためこれらの記載を認めます。なお、いわゆる後発品販売名の薬剤は一般名で記載してください。略号については、一般的に普及している正式な略号は可とします。ただ、シスプラチンのように一義的に決まっているものは問題ありませんが、ドセタキセルの DOC、DTX、TXT、パクリタキセルの PAC、TXL、PTX、ドキソルビシンの DOX、ADR など統一されていないものもあります。これら紛らわしいものは初出時に薬剤名を併記し、文章内で表記を統一して下さい。

<3-13> 医薬品名称の書き方について

[戻る](#)

「がん患者への薬学的介入実績の要約」に使用した医薬品（支持療法薬など）の名称はどのように記載したらよいでしょうか。

【回答】

一般名＋剤型＋規格での記述をお願いいたします。

<3-14> 「がん患者への薬学的介入実績の要約」の病態評価、治療効果の評価について [戻る](#)

提出する事例報告では、どのような病態評価や治療効果の評価が求められますか？

【回答】

JASPO の HP「外来がん治療認定薬剤師(APACC) 新規申請・試験」ページの 5.3 項「筆記試験出題分野、学習範囲（試験問題作成の基本資料）」に記載のある文書等や 5.4 項「その他の参考資料」に記載されている書籍に基づいた標準的な評価と記載が求められます。

<3-15> 治験中、臨床試験中の事例について

[戻る](#)

治験中の事例を含めてよいでしょうか。 また、臨床試験中の事例は含んでもよいでしょうか。

【回答】

治験中の事例を含めることは認められません。事例の提示は、実地臨床における患者対応能力と実績を問うことが目的です。一方で、治験業務はプロトコルで定められた投薬・観察・検査などを間違いなく実施する業務であり、薬学的介入・薬学的提案能力を評価する対象にはなりません。

また、治験ではない臨床試験の事例についても、治験と同様、介入については、研究実施計画書（プロトコル）に厳密に規定されるものから逸脱することを許容されないものであり、薬剤師の専門的裁量は大幅に制限されるものであるため、やはり、提出事例としては適切ではありません。

<3-16> がん種の実績数制限について

[戻る](#)

事例 10 例の提示で、がん種に対して実績数の制限はありますか。

事例提示でがんの種類が少ないと審査時に影響するのでしょうか。

【回答】

がんの種類は問いません。介入内容が重要になります。十分な外来がん患者への薬学的介入であったかどうかについて、ご自身で事例を吟味し選択してください。ただし、面接試験の際、患者の治療歴や背景について問う場合もあるため、総合的に把握しておく必要があります。

<3-17> 疼痛緩和治療のみの事例について

[戻る](#)

化学療法をしていない疼痛緩和治療のみの事例も認められますか。

【回答】

緩和ケアという広義の意味合いとなるため、疼痛緩和事例 のみの事例 は 2 例／10 例中まで認めます。

<3-18> 事例の文字数制限について

[戻る](#)

事例の文字数指定が 600 字を原則とありますが、上限・下限の制限はありますか。

【回答】

文字数の上限・下限はあります。 1 事例 360 字以上 600 字までが原則です。

全角・半角の文字・英数・記号は、いずれも 1 文字として扱います。

指定の事例作成フォームに従って入力していただければ結構です。

事例の書き方については、2025 年度の「がん患者の薬学的介入実績の要約」の書き方（記入例）」をご参照ください。

<3-19> 現在介入中の事例について

[戻る](#)

申請時点において引き続いて介入している事例も、審査の対象になりますか。
その場合、担当期間はどのように入力すればよいでしょうか。

【回答】

薬学的介入が実施され、その結果が明確になっていれば報告対象とみなします。
ただし、介入結果へ現在も継続中である旨記載してください。

<3-20> 病院研修中の介入事例について

[戻る](#)

保険薬局の薬剤師ながら、現在病院での研修中です。病院研修中の外来化学療法患者への介入事例は提出する事例に加えてもよろしいのでしょうか。

【回答】

病院研修中の外来化学療法患者への介入事例は、ご本人が携わったものであれば事例に加えて構いません。

<3-21> 複数の申請者が、同一患者の事例を取り扱うことについて

[戻る](#)

当施設から 2 人の薬剤師が申請を希望しています。同一患者における個別の事例をそれぞれが 1 事例として取り扱ってよいでしょうか。

【回答】

同一患者において介入の時期が重複していない別の事例であればそれぞれの事例を 2 人の申請希望者が取り扱うことは差し支えありません。

<3-22> 入院患者の事例について

[戻る](#)

事例は外来患者でなければいけないでしょうか。入院患者の事例は認められませんか。

【回答】

本制度は「外来がん治療を安全に施行するためにがん治療に関する知識・技能の向上、ならびに、地域がん医療において、患者とその家族をトータルサポートできる薬剤師の養成」を目的とした認定制度ですので、原則として外来患者における事例とします。

ただし、その後の在宅療養に向けて入院中に表出した「がん治療特有の問題」解決に取り組み、在宅療養（外来通院）後にその評価および追加支援を行った場合などは事例として認めます。

「コンプライアンス、アドヒアランスが悪いので一包化した」「経口摂取が困難だったので簡易懸濁法による服用を勧めた」だけでは「がん治療特有の問題」として認められません。また、「外来化学療法中の患者が発熱性好中球減少症により緊急入院した場合」の入院中の薬剤管理指導なども、本制度における事例の対象とはなりません。

<3-23> 不合格により次回再申請をする場合の事例の取り扱いについて

[戻る](#)

前年度の認定試験において不合格となり、今年、再度申請を行う場合、事例は同じ事例を提出しても構わないでしょうか。

【回答】

前回提出した事例を再度利用することは差支えありませんが、改めて記載内容を見直し、事例としてより充実したものに作り直すことをおすすめします。

前回事例の審査に合格した場合でも、不合格に近い内容で審議を要したものも多くありました。審査基準の大幅な変更は行いませんが、過去の提出事例の内容も踏まえ、毎年細かな審査基準の見直しは行っておりますので、前回事例を再利用する場合は、前回の可否にかかわらず、内容の見直しをお願いいたします。

4 筆記試験・面接試験に関する質問

<4-1> 面接で不合格となり、次回再申請する場合の免除措置について

[戻る](#)

「外来がん治療認定薬剤師」の書類審査および筆記試験に合格し、面接試験に不合格になった場合、次回の書類審査および筆記試験は免除されるのでしょうか。

【回答】

今回の面接試験で不合格となった場合、翌年度の筆記試験は免除扱いとなります（2025年5月24日認定規則の改正に従う）。その他、書類審査やがん患者への薬学的介入実績の要約・10事例の審査に関しては、翌年の免除等の措置はございません。

<4-2> 過去に出題された筆記試験問題について

[戻る](#)

筆記試験の勉強をするにあたり、過去の試験問題の公開はされていないのでしょうか。

【回答】

過去の試験問題の公開は行っておりません。

<4-3> 面接の時間帯の希望について

[戻る](#)

面接試験日の特定の時間帯に、別の個人的な用務があって、それを避けて面接時刻を指定していただきたいのですが、そのような要望をすることは可能ですか。

【回答】

今年及び昨年の筆記試験合格者で面接を受験される方の全員について面接の実施時刻の時間割を作成する必要があり、個人的なご希望を入れて調整することはできません。

申し訳ありませんが、ご了承ください。

<4-4> 面接試験の質問内容について

[戻る](#)

面接試験ではどのようなことについて質問が行われますか。

【回答】

面接では、ご提出いただいた事例の中から、面接官があらかじめ2～3事例を選択し、質問を行います。実際の介入はもちろんのこと、その患者がどのような背景、治療経過を経ているのか、併存疾患や併用薬のモニタリングポイント、相互作用の確認などに至るまで幅広くお聞きすることがあります。事例の記載内容に疑問点がある場合、それに関して面接時に質問される場合がありますのでご承知おきください。

5 認定制度に関する質問

<5-1> 認定期間について

[戻る](#)

「外来がん治療認定薬剤師」の認定期間は何年間ですか。

【回答】

「外来がん治療認定薬剤師」の認定期間は認定後3年間となります。「外来がん治療認定薬剤師」を名乗ることができるのは認定期間の3年間となります。認定の継続を希望される方は3年毎に更新を行います。更新のための要件や方法については、JASPOのホームページの「更新・試験」のページでご確認ください。

<5-2> 医療法に基づく広告標榜について

[戻る](#)

「外来がん治療認定薬剤師」は医療法に基づく広告標榜ができますか。

【回答】

「外来がん治療認定薬剤師」は医療法に基づく広告標榜の対象ではないので、新聞、テレビなどで医療機関の一般向け広告を行う際に掲載することはできません。いっぽう院内の掲示などは広告とはみなされません。

また、保険薬局の広告は医療法の規制の対象外ですので、規制されていません。

<5-3> 異動、転職後の資格について

[戻る](#)

勤務施設が変わっても「外来がん治療認定薬剤師」は名乗れますか。

【回答】

「外来がん治療認定薬剤師」の認定は薬剤師個人を認定するものです。したがって、転勤や転職等により勤務施設が変わった場合でも「外来がん治療認定薬剤師」の認定は継続します。

今後出産・育児等により薬剤師として勤務できない期間がある場合でも認定期間は3年間ですか。
--

【回答】

認定期間は3年間で変更されることはありません。やむをえない理由で、3年後の認定の更新を行うことが難しい場合は、更新手続きのタイミングで「保留届」を提出することができます。理事会の決定に基づき、理由が妥当と認められるときは、1年間の更新手続きの保留が認められます。認定期間終了後、更新手続きの保留期間中は「外来がん治療認定薬剤師」を名乗ることはできません。